

# 令和6年度更生保護法人清心寮事業計画

## 1 経営の安定及び強化

- (1) 更生保護事業の円滑な推進を図るため、指導監督機関、更生保護事業委託機関、当法人の運営を支える更生保護関係者、寮生の社会生活移行に関わる雇用、福祉、医療等の関係機関・団体その他の関係者との緊密な連携が不可欠です。これらの関係者と日常的な連絡を密にし、理解と協力を得ることに努めます  
また、近隣住民の方々をはじめ地域社会の理解と協力が不可欠です。引き続き、地域との交流、地域への貢献の活動及び広報活動を推進します。
- (2) 寮生に対する処遇の充実及び安定的実施のため引き続き経営基盤の強化に取り組みます。収容率100%達成を目指し、実施体制を支える収入を確保するとともに、支出を再点検し節約に努めます。
- (3) 宿泊型保護事業と並び、通所・訪問型事業を将来の中核事業となるよう計画的な実施体制の拡充に努めます。
- (4) 情報公開に努めるとともに、コンプライアンス活動を推進し、法令に則った公正な事業運営を目指します。
- (5) 施設、設備の適切な維持管理を進めます。本年度は、事業開始から33年目となることから、老朽化又は不具合の生じた箇所の点検整備に努めます。
- (6) 寮生の安全衛生に配慮するとともに、快適な生活環境を提供します。新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどの感染症について引き続き感染予防に努めるとともに、感染者が発生した場合に備え、隔離室を確保し、発生の場合の対応手順の事前確認など万全な対応を心がけます。
- (7) 受託事業に係る文書処理に当たり、処理支援プログラムを導入し、職員の執務負担を軽減するとともに、事業情報の共有化及び的確な文書作成を推進します。

## 2 法人の中核事業である宿泊型保護事業の推進

- (1) 清心寮への受入れの可否の決定の基となる生活環境調整において、保護観察所及び矯正施設と連携して、被保護者の適切な選択を行います。収容能力を勘案しつつできる限り多くの者を受け入れます。
- (2) 高齢者及び障害者などを受入れて生活自立機能の回復支援に努めるとともに、地域生活定着支援センターや関係機関・団体と連携して円

滑な社会生活移行の支援及び調整に努めます。

- (3) 施設内の秩序を維持し、犯罪・非行等の問題行動を未然に防止するため、施設の適正な管理運営に努めます。寮生に対しては、健全な生活を営むよう24時間体制できめ細かな指導を行います。
- (4) 被保護者に対する処遇活動の充実を図るため、職員の個別担当制を十分に機能させ、各人の特性に応じた手厚い支援を行います。また、薬物依存回復プログラム、社会生活能力を向上させるプログラム、社会貢献プログラムなどの特定補導プログラムを実施し、改善更生に資する高度で体系的な処遇の推進に努めます。
- (5) 就労の確保と安定を図るため、ハローワーク・埼玉県就労支援事業者機構等との連携を一層緊密にするとともに、就職情報の収集及び活用や協力雇用主など社会資源の開発に努めます。  
就労困難な者に対する福祉の利用、生活自立に不可欠な健康維持・治療継続など福祉、医療、住居等に関わる事項について、自助を踏まえつつ必要な支援を行います。
- (6) 被保護者の心情及び行状の安定を図り、更生意欲を助長するため、被保護者を主体とした文化活動を推進します。また、寮生と地域社会の交流を進めるため、保護司組織・更生保護女性会等更生保護諸団体と一層緊密に連携するとともに、地域社会の諸団体が行う関連事業に積極的に参加します。

### 3 通所・訪問型保護事業の充実拡大

- (1) 引き続き訪問支援事業を受託し、退寮した被保護者及び満期釈放者に対し地域における自立の継続を支援するため訪問等による生活相談等を積極的に実施します。
- (2) 宿泊型保護事業と相まって、釈放から社会生活の自立継続まで、一貫した支援を行い、継続的な社会生活の自立をサポートします。
- (3) 特定補導プログラムは、清心寮退寮者、満期釈放者等も対象となっており、通所による処遇プログラムの推進に努めます。

### 4 立ち直りを支援するためのネットワークづくり

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者等の社会復帰支援を一層円滑に進めるため「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」と緊密に連携します。

また、埼玉県更生保護観察協会及び埼玉県就労支援事業者機構と協力して、満期釈放者等社会生活の自立に取り組む者に対する支援のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」を令和6年度も引き続き推進します。

## 5 研修と研究の推進

- (1) 更生保護施設の経営及び被保護者の処遇の充実に資するため、更生保護施設職員の研修体系モデルに従い、更生保護施設に関する処遇関連教材等を使用した職場内研修を定期的に継続して実施するほか、部外で開催される関連研修、研究会等へ積極的に参加します。
- (2) 特定補導など専門的プログラムの実施体制を確保するため技法の習得向上に努めます。